

令和2年9月1日

新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン

静岡県高等学校文化連盟

1 はじめに

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う静岡県高等学校文化連盟(以下「高文連」という。)が主催する各種大会の開催について、現時点での基本的な方針を定めたものであり、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国・県の方針により、変更される可能性があります。

また、県内における新型コロナウイルス感染症の注意・警戒レベルにより、通常の高文連主催の各種大会とは異なる運営であることを大会運営者並びに顧問、部活動指導員等及び生徒(以下「大会参加者」という。)、保護者に認識してもらうことが重要です。

大会の開催に当たっては、「3つの密(密閉・密集・密接)」が重ならないよう、身体的距離を確保し、「マスクの着用」や「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を行うなど、感染拡大を予防する「学校の新しい生活様式」に基づいて実施します。

2 大会を開催する前提条件

高文連が主催する大会を実施する場合には、以下の条件が確保されているものとする。

- (1) 高文連加盟校が、一斉休校ではなく通常通り学校運営が行われていること。
- (2) 令和2年8月19日付け教高第371号、教特第417号、教健第371号『新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動について(通知)』に基づき、部活動及び校外での活動が認められていること。
- (3) ふじのくにシステム「6段階警戒レベル」に応じた大会の開催判断

基準	大会の開催
レベル6	大会開催を中止又は延期
レベル5	原則として、大会開催を中止又は延期
レベル4	学校の新しい生活様式を徹底し大会を開催、ガイドライン等遵守原則、無観客とし行動制限を踏まえた対策をとって実施
レベル3	学校の新しい生活様式の中で大会を開催、ガイドライン等遵守
レベル2・1	通常の大大会開催

※「レベル4以上」では、専門部の判断により中止も在り得る。

3 生徒の健康・安全に配慮した大会運営

各専門部会長は、大会参加者の感染が判明した場合には、直ちに大会本部に連絡させることを徹底するとともに、高文連事務局にも速やかに報告し、大会中であつても大会の実施、継続の可否を判断する。(別紙1「静岡県高等学校文化連盟主催大会の実施について(感染者及び濃厚接触者の対応マニュアル)」を参照)

4 大会の参加

- (1) 生徒及び保護者の同意を得た上で大会に参加する。
- (2) 大会参加者の健康観察を十分に行い、風邪等の症状がある者は参加を自粛する。
- (3) (1)の同意及び(2)の健康観察を行うため、生徒・保護者から「同意書兼健康観察票(別紙2)」を大会当日提出させる。

5 大会の実施方法

(1) 他のガイドライン等との関係

- ア 本ガイドラインは、大会を開催する各専門部共通のルールを定めたものであり、各専門部の大会の開催に当たっては、各専門部のマニュアル等の細則に基づいて実施する。
- イ 各協会や連盟等が示しているガイドラインがある場合は、そのガイドラインを斟酌して各専門部のガイドライン等を作成する。
- ウ 大会の開催に当たって使用する施設の利用規定等がある場合には、それに基づいて大会を実施する。

(2) 観客の制限

学校の施設を会場とする場合は、原則として、生徒のみとする。
但し、公営の施設等で十分なスペースが確保できる施設及び屋外施設はこの限りではない。

(3) 集合時間の時差設定

- ア 開会式、閉会式、表彰式は、原則として実施しない。
- イ 大会の時間短縮等に努める。
- ウ 開始時間に合わせて集合させるとともに、終了後は速やかに解散する。
- エ 大会参加者が、公共交通機関を利用して、会場まで移動する場合には、「マスクの着用」や「身体的距離の確保」等の基本的な対策を徹底させるとともに、私語を慎み可能な限り3密を避ける。

(4) 施設の対策

- ア アルコール消毒液を配置する。
- イ 手洗い場に石鹼(ポンプ式が望ましい)を用意し、手指洗いを徹底させる。
- ウ 3密を避けるため定期的に換気を行う。
- エ 更衣室の利用は、着替え等の必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた

使用にするなど3密を避ける。

オ 洋式トイレの場合は、蓋を閉めて汚物を流すようにする。

カ アルコール消毒液又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤等を使用して消毒を行う。(テーブル、椅子、ドアノブ、水洗トイレのレバー等不特定多数の人が触れる場所は、消毒する。)

(5) 参加する生徒の対策

ア 大会当日、発熱(目安として体温が37.5度以上)などの風邪の症状がある場合は、参加を自粛する。

イ 大会前2週間の健康観察の項目に問題のある生徒は参加を自粛する。但し、発熱等の症状がなくなり、コロナウイルス感染の疑いがない場合はこの限りではない。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 咳エチケットや手指洗い、うがいを励行する。また、目・鼻・口等を手で触れるのを避ける等の基本的な感染予防対策を徹底する。

オ 会場に入る時やトイレ後、昼食の前後など、流水と石鹸による丁寧な手洗いをこまめに行う。また、タオルやハンカチ等は共用しない。

カ 昼食時は、事前に手洗い(手指消毒)、3密を避け換気し、生徒同士が向かい合って座らない、会話は控えることを徹底する。

キ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしない。

ク 握手は禁止する。

ケ 大声での声援や会話は控える。

コ ごみの持ち帰りを徹底する。

サ 大会中又は大会後に体調に異変を感じたら直ちに顧問に知らせる。

シ 大会終了後は、速やかに帰宅する。

(6) 大会運営者の注意事項

ア 入退場時の密集を回避させる。

イ ステージを利用する場合は、飛沫感染防止のため観客席との距離を十分に確保する。

ウ 大会参加者との距離(できるだけ2m以上、最低1m)を確保する。身体的距離が十分とれない時は、マスクを着用する。

エ 共用するマイクや機器・道具等は、適宜消毒を行う。

オ 楽器は、使用者の管理を徹底し他人が触れないようにする。

カ 楽屋などでの3密を回避させる。

6 健康観察の実施

- (1) 大会参加者に当日「健康観察票(別紙2又は別紙3)」の提出を義務付け、発熱(目安として体温が37.5度以上)などの風邪の症状がある場合は、参加を自

粛させる。

また、大会前2週間の健康観察の項目に問題がある場合は、参加を自粛させる。但し、発熱等の症状がなくなり、コロナウイルス感染の疑いがない場合はこの限りではない。

なお、健康観察票の記載項目等に不備があった場合の取り扱いは、各専門部において定めるものとする。

(2)部の顧問等は、大会当日の参加生徒の健康観察票を確認し、当日、大会運営者に提出し確認を受ける。

(3)大会参加者が体調不良の場合は、直ちに帰宅させる。

7 会場等の環境整備

(1)会場等では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則として、2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。

なお、窓の開閉が困難な場合は、30分から1時間程度ごとに休止し、10分程度の換気を行う。

(2)手指消毒ができるよう消毒液を設置するとともに、多くの大会参加者が手を触れる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)の消毒を行う。

8 大会参加者が感染した場合の対応

(1)大会前

ア 感染者及び濃厚接触者と特定された者は、大会に参加できない。

但し、感染者のPCR検査が陰性となり、医師等と相談の上、他人への感染の恐れがないことを確認し、体調及び体力が十分回復した時点で大会参加を認められる。

また、濃厚接触者が、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間を経過し、症状が認められない場合は、大会参加を認められる(風邪等で確認のためにPCR検査を受けて陰性の場合は、医師等と相談の上、参加を認められる)。

イ 参加申込後のメンバーの変更については、各専門部において決定する。

(2)大会期間中

ア 大会期間中に発熱等の風邪の症状を訴える大会参加者が出た場合には、直ちに帰宅させる。なお、生徒は、保護者等に連絡の上、安全に帰宅させる。

イ 上記アの場合における大会の継続の可否については、大会運営者が状況を確認し決定する。

ウ ア又はイにおける大会の結果等については、各専門部会で決定する。

(3)大会後

ア (2)のアの中から、感染者及び濃厚接触者と特定された場合には、保健所

等が指示する期間は、大会に参加することができない。

イ 大会参加者が大会後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

9 その他

- (1) 大会が開催できなかった場合、全国大会等への参加者の選考方法について、各専門部で検討の上、事前に各校の了承を得ておくものとする。
- (2) 静岡県実施方針（令和2年5月29日）4(2)②に基づき実施する。